

# 第5回定例北見市教育委員会会議録

(令和3年5月12日開催)



(令和3年第5回定例北見市教育委員会風景)

北見市教育委員会

令和3年第5回定例北見市教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年5月12日(水)  
開 会 午後3時00分  
閉 会 午後3時45分
2. 場 所 北見市端野総合支所2階 大会議室
3. 教育長 教育長 志 賀 亮 司  
出席委員 教育長職務代理者 田 尾 航 太  
委 員 堀 澤 美 貴  
委 員 森 脇 正 史  
委 員 水 谷 成 子
4. 出席職員
- |           |         |
|-----------|---------|
| 学校教育部長    | 佐々木 賢 一 |
| 社会教育部長    | 塩 浜 浩 二 |
| 学校教育部次長   | 井 上 智 之 |
| 社会教育部次長   | 田 中 喜 人 |
| 指導室長      | 小 野 朋 之 |
| 端野教育事務所長  | 坂 野 公 英 |
| 常呂教育事務所長  | 吉 竹 雅 幸 |
| 留辺蘂教育事務所長 | 石 崎 智 子 |
| 指導室主幹     | 加 藤 智 子 |
| 総務課長      | 阿 部 実   |
| 学校教育課長    | 中 嶋 正 弘 |
| 生涯学習課長    | 相 馬 英 雄 |
| スポーツ課長    | 井 上 篤   |
| 北見市中央公民館長 | 水 野 慎 吾 |
| 会議録作成者    | 上 田 亜沙子 |
- 欠席職員
- |            |         |
|------------|---------|
| 学校教育部主幹    | 横 山 周 平 |
| 指導室主幹      | 喜 多 哲 也 |
| 学校給食課長     | 有 坂 正 登 |
| 北見市立中央図書館長 | 武 田 多 市 |

|                |         |
|----------------|---------|
| ところ遺跡の森所長      | 山田 哲    |
| 文化財課長          | 長谷川 和 義 |
| 端野教育事務所生涯学習課長  | 加藤 雅 明  |
| 常呂教育事務所生涯学習課長  | 中原 一 人  |
| 留辺蘂教育事務所生涯学習課長 | 大林 清 司  |

5. 傍聴者 1名

|         |        |   |
|---------|--------|---|
| 6. 付議事件 | 報告第1号  | 北見市社会教育施設等の利用状況について                     |
|         | 報告第2号  | 北見市スポーツ合宿事業について                         |
|         | 議案第1号  | 北見市教育支援委員会委員の委嘱について                     |
|         | 議案第2号  | 北見市奨学生選考委員会委員の委嘱について                    |
|         | 議案第3号  | 北見市社会教育委員の委嘱について                        |
|         | 議案第4号  | 北見市公民館運営審議会委員の委嘱について                    |
|         | 議案第5号  | 北見市武道館管理規則の一部を改正する規則について                |
|         | 議案第6号  | 北見市民スケートリンク管理規則の一部を改正する規則について           |
|         | 議案第7号  | 北見市常呂町多目的研修センター管理規則の一部を改正する規則について       |
|         | 議案第8号  | 北見モイワスポーツワールド管理規則の一部を改正する規則について         |
|         | 議案第9号  | 北見市端野町農業者レクリエーションセンター管理規則の一部を改正する規則について |
|         | 議案第10号 | 北見市端野町農業者トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則について   |
|         | 議案第11号 | 北見市端野町屯田の杜公園管理規則の一部を改正する規則について          |
|         | 議案第12号 | 北見市立体育センター等管理規則の一部を改正する規則について           |
|         | 議案第13号 | 北見市常呂町スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則について        |
|         | 議案第14号 | 北見市民温水プール管理規則の一部を改正する規則について             |

- 議案第 15 号 北見市常呂町健康温水プール管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 16 号 北見市端野町サンドーム‘94 管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 17 号 北見市常呂町野球場管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 18 号 北見市カーリングホール管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 19 号 北見市常呂町運動広場管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 20 号 北見市常呂町屋内多目的競技場管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 21 号 北見市留辺蘂町体育館管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 22 号 北見市留辺蘂町弓道館管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 23 号 北見市留辺蘂町格技場管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 24 号 北見市スキー場管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 25 号 北見市留辺蘂町八方台森林公園管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 26 号 北見市留辺蘂町旭運動公園総合グラウンド管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 27 号 北見市開成ふるさと工芸館管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 28 号 北見市民ホール管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 29 号 北見市公民館管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 30 号 北見市立図書館管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 31 号 北網圏北見文化センター管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 32 号 北見市端野町陶芸工房管理規則の一部を改正する規則について

- 議案第 33 号 北見市端野町歴史民俗資料館管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 34 号 北見市ところ遺跡の森管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 35 号 北見市奨学金支給条例の一部を改正する条例に同意することについて

## 令和3年第5回定例北見市教育委員会議事録

(令和3年5月12日開催)

- 教育長 (志賀亮司) 「ただいまから、令和3年第5回定例北見市教育委員会を開会いたします。
- 会議に先立ちまして、新任の委員がおられますので、教育委員並びに教育委員会事務局職員の自己紹介をお願いしたいと思います。
- 私は、教育長の志賀でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。」
- 委員 (水谷成子) 「4月26日付で、市長から委員を拝命いたしました、水谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。」
- 委員 (田尾航太) 「田尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。」
- 委員 (堀澤美貴) 「堀澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。」
- 委員 (森脇正史) 「森脇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。」
- 教育長 (志賀亮司) 「ありがとうございます。
- なお、4月26日開催の第9回臨時北見市教育委員会におきまして、ご報告をしているところでありますが、本年4月26日付で、田尾航太委員を教育長職務代理者に指名いたしましたので、改めてご報告いたします。次に、事務局より自己紹介をいたさせます。」
- (自己紹介) (学校教育部長、学校教育部次長、端野教育事務所長、常呂教育事務所長、留辺蘂教育事務所長、指導室長、指導室主幹、総務課長、学校教育課長、社会教育部長、社会教育部次長、生涯学習課長、スポーツ課長、中央公民館長)
- 教育長 (志賀亮司) 「それでは、議事に入ります。はじめに、本日の会議録作成者に上田総務係長を指名いたします。
- 次に、前回の委員会会議録に記載した事項に関して、特に発言がありましたらお願ひいたします。」
- 委員 「ありません。」

教育長  
(志賀亮司) 「なしとの発言でありますので、会議録は作成のとおり決定いたします。

次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。署名委員には、森脇委員、水谷委員の両名を指名いたします。

次に、教育行政について報告を求めます。なお、説明、答弁については着席のままでの発言を許します。」

学校教育部長  
(佐々木賢一) (学校教育行政執行報告)

社会教育部長  
(塩浜浩二) (社会教育行政執行報告)

教育長  
(志賀亮司) 「ただいま報告のありました教育行政に対し、ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員  
(堀澤美貴) 「社会教育部「まなび・こそだて・はぐくみ学級の開設説明会」についてですが、具体的にどのような方が対象で、どのような活動を行うのかお聞かせください。」

生涯学習課長  
(相馬英雄) 「堀澤委員から、まなび・こそだて・はぐくみ学級関係のご質問でございます。まなび学級につきましては、一般の成人の方が対象となりまして、こそだて学級の方は、乳幼児から小さいお子さんをお持ちの方のサークル、はぐくみ学級につきましては、PTA、保護者会の方を対象としております。また、それぞれのサークルの方に、講師謝礼、会場の使用料ですとか、託児料金等を当課の方で負担しているという事業になります。それぞれの団体では、コロナの関係で縮小となっていますけども、今回も参加者は少なくなりましたが、それぞれの出来る範囲で、活動をしている状況ですので、我々もそれを後押ししていきたいと考えております。」

教育長  
(志賀亮司) 「そのほかございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長  
(志賀亮司) 「質疑が了しましたので、以上で教育行政についての報告を了します。」

次に、本日提案されております議案第 35 号「北見市奨学金支給条例の一部を改正する条例に同意することについて」は、議会の議決を要する案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きにより、非公開で審議することといたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 「ご異議なしと認めます。よって議案第 35 号は、非公開で審議することに決しました。

(志賀亮司)

はじめに、報告第 1 号「北見市社会教育施設等の利用状況について」報告願います。」

社会教育部次長 「報告第 1 号「北見市社会教育施設等の利用状況について」です。議案書 1 ページから 8 ページです。まず、2 ページの総括表をご覧ください。利用人数は、自治区別トータルと北見市全体のトータルについて直近 3 年間の推移を示しております。市全体では昨年度、149 万 4,648 人の施設利用があり、前年比 67%です。大幅な利用減少の要因としては、どの施設も新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛や利用者からの会場キャンセル、また、4 月 20 日から 5 月 15 日までの各施設における臨時休館が影響していると考えております。

(田中喜人)

はじめに、北見自治区ですが、3 ページ上段の表、総合の総合計で 118 万 5,260 人となり、前年比 66%となっております。その詳細ですが、下段、社会教育施設では全体で前年比 47%に留まりました。個別に見ると 1 行目の市民会館では、各種コンサートや学校の定期演奏会の中止などにより、前年比 28%に、下から 2 行目の北見芸術文化ホールでは、前年比 37%に減少いたしました。北網圏北見文化センターでは美術企画展の観覧者数に大きな影響がなかったことやハッカ記念館ではハッカスプレー人気等もあり、利用が前年比 50%以上を確保することができました。

次に、4 ページの社会体育施設の屋内では、全体で前年比 65%と、昨年来のコロナ禍が大きく影響し、大幅に落ち込みました。特に、市立体育センター、市民温水プール、武道館、道立北見体育センターでは、大会中止による利用者の減少が顕著に伺えます。昨年 10 月より供用開始しましたアルゴグラフィックス北見カーリングホール



では、1日平均83人とオープン以来、多くの方にご利用いただき、想定を上回る利用状況となっております。なお、最下段の学校体育施設開放事業では、昨年2月より事業を中止しております。

次に、下段の社会体育施設の屋外ですが、全体で前年比103%と健闘しました。一部、コロナ禍の影響により、東陵公園、モイワスポーツワールド、常呂川水系緑地の各施設では、春から秋にかけて、大会やイベントの中止による利用者の減少となりました。一方で、若松市民スキー場では、大規模な全道大会の開催、アルペンスキーの国内トップチームの合宿受け入れの波及効果や野外スポーツの安心感もあり、前年利用を大きく上回る実績となり、社会体育施設屋外の総体としては増加となりました。

次に、5ページの図書館図書貸出冊数ですが、コロナ禍の影響により利用者数が大幅に減少する中、全体で前年比91%と前年並みで推移しておりますが、一人当たりの貸し出し数は増加している状況であります。私からは、以上です。」

端野  
教育事務所長  
(坂野公英)

「続きまして、端野自治区ですが、6ページ上段、総合の総合計で6万308人の前年比61%となっております。その下の、社会教育施設では、施設ごとに増減はありますが、合計では前年比49%と半減となっております。

次に、社会体育施設の屋内ですが、合計で前年比80%と前年に続き減少となりました。農業者レクリエーションセンターは新型コロナウイルス感染拡大防止により定期利用団体が活動を自粛したことと、会員数の減少により前年比48%となっております。

次に、社会体育施設屋外では前年比91%となりました。屯田の杜公園ゲートボール場、パークゴルフコースは大会での利用がなかったため大幅に減っていますが、庭球場と少年団の利用により、多目的グラウンドは利用が増加しています。

最下段、図書館図書貸出冊数ですが、前年に続き前年比93%と減少しています。私からは、以上です。」

常呂  
教育事務所長  
(吉竹雅幸)

「続きまして、常呂自治区ですが、7ページ上段、総合の総合計で4万9,567人の前年比49%となっております。その下の、社会教育施設では、全体で前年比42%となり、すべての施設において減少しております。

ところ埋蔵文化財センターとところ遺跡の館は、前年比56%と63%

となっており、コロナ禍での情勢が大きく影響していると考えられます。

次に、社会体育施設の屋内では、全体で前年比 60%となり、軒並み減少の中、ところスタジアムD oにおいては、利用者が増加いたしました。これは、冬期間、常呂自治区以外の野球やサッカーのチームの利用が増えたことが主な要因です。

次に、社会体育施設の屋外では、前年比 26%となり、大幅な減少となりました。これは冬季イベントの中止が主な要因です。

最下段、図書館図書貸出冊数では、前年比 98%とほぼ横ばいとなっております。これは、常呂中学校などへの団体貸出の増加が主な要因です。私からは、以上です。」

留辺薬  
教育事務所長  
(石崎 智)

「次に、留辺薬自治区ですが、議案書 8 ページ上段、総合の総合計で 19 万 9,513 人の 前年比 93%となっております。その下の、社会教育施設では、全体で前年比 56%となり、すべての施設において減少しております。その中でも、青少年会館では、コロナ禍前とほぼ変わらぬ活動状況により、比較的高い利用実績を維持しております。なお、開拓資料館につきましては、改修実施のため入館者はゼロとなっております。

次に、社会体育施設の屋内は全体で、前年比 69%となっております。なお、学校開放事業につきましては、全て中止のため、実績はゼロとなっております。

次に、社会体育施設の屋外ですが、前年比 109%と増加しておりますが、その要因は、コロナウイルス感染症の影響により、屋外施設の利用傾向が高まったことによるものと考えております。特にキャンプ場では、前年比 145%の増となり、屋外でのリフレッシュ意識が強く現れたものと考えております。八方台スキー場については、降雪量の少なさに悩まされましたが、人工降雪機などをフルに活用し、整備を行ったことなどが功を奏し、利用増につながったものと考えております。パークゴルフ場、テニスコートについては、休業期間を除き、ほぼ例年並みとなっております。次に、総合グラウンド、野球場は、野球やサッカーの試合数の減少、ジュニアチームの練習機会の減少により利用が減少しております。

最後に、図書館図書貸出冊数ですが、前年比 101% となっております。私からは、以上であります。」

教育長  
(志賀亮司) 「ただいまの報告に対し、ご質疑があれば、発言願います。ご質疑  
ございませんか。」

委員  
(田尾航太) 「8ページの留辺蘂自治区の社会教育施設の開拓資料館、今は武華  
駅通と新しく改装となったかと思えます。今年以降オープンとなり  
ましたら、その来館者の数字は、この開拓資料館欄に記載される  
という理解でよろしいでしょうか。」

留辺蘂  
教育事務所長  
(石崎 智) 「田尾委員より開拓資料館にかかるご質問をいただきました。来年  
度以降は、条例上の名称の武華駅通と記載がなされるものと考えて  
おります。」

教育長  
(志賀亮司) 「そのほかございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長  
(志賀亮司) 「質疑が了しましたので、以上で報告を了します。  
次に、報告第2号「北見市スポーツ合宿事業について」報告願  
います。」

スポーツ課長  
(井上 篤) 「それでは、報告第2号「北見市スポーツ合宿事業について」ご説  
明させていただきます。議案書は、9ページ、10ページでございま  
す。10ページ上段の「北見市スポーツ合宿事業年度別実績一覧表」  
をご覧ください。過去2年間の実績を掲載しております。右側にあ  
ります令和2年度の実績について報告いたします。

近年の多種目・通年化により、ここ数年は、10種目以上、延べで  
1万人を超える実績で推移しては、昨年来のコロナ禍が  
大きく影響し、昨年度につきましては、陸上、スキー、カーリング  
など、5種目52チームで、703人延べ4,660人の受入にとどまり、  
前年度実績と比較しますと、チーム数では111チーム、人数では2,817  
人の減少となっております。

続きまして、下段の令和3年度の合宿予定についてであります  
が、記載の部分は、例年の合宿の場合を想定したものでございま  
す。現コロナ禍においては、今年度も合宿誘致の苦戦が予想される  
ものであります。

その中でも、注目の競技としましては、陸上では、東京オリンピ  
ックに出場予定のエクアドル共和国代表の競歩チーム、パラリンピ

ックに出場予定の日本代表のブラインドマラソンチームが、バレーでは、Vリーグ NEC レッドロケッツが、カーリングでは、日本カーリング協会のジュニア強化指定チームとユニバーシアード日本チームが北見合宿を行う予定であります。

スポーツ合宿は、地元競技の普及や選手の競技力向上など スポーツ振興をはじめ地方創生総合戦略の交流人口拡大に資する経済効果が高く、交通、宿泊、飲食など地元経済の活性化においても、重要な取り組みであります。

これまで、合宿を行っていただいたチームへのフォローを続けることはもちろん、アルティメットフリスビーやeスポーツなどのニュースポーツの誘致活動にも、今後、積極的に取り組んでまいります。

また、受入施設に関しては、芝グラウンド、体育館、武道館をはじめ、昨年10月に供用開始のアルゴグラフィックス北見カーリングホールを含めた2つの通年型カーリングホールなどを有効に活用しながら、一層の事業推進に努めてまいります。私からは以上であります。」

教育長 (志賀亮司) 「ただいまの報告に対し、ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「なしとの発言ですので、報告を了します。

次に議案第1号「北見市教育支援委員会委員の委嘱について」ないし議案第4号「北見市公民館運営審議会委員の委嘱について」までの議案4件につきましては、いずれも人事異動などに伴う、各委員会等委員の委嘱案件でありますことから、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。」

指導室主幹 (加藤智子) 「議案第1号「北見市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書は、11ページから12ページでございます。この度、北見市教育支援委員会委員におきまして、人事異動などがありましたことから、北見市教育支援委員会規則第4条により補充するもので、候補者名簿のとおり、天野昌明氏ほか5名の方々を 前任者の残任期間であります、令和4年3月4日まで委嘱いたしたく、教育委員会の同意を求めるものでございます。以上でございます。」

学校教育課長  
(中嶋正弘) 「続きまして、議案第2号「北見市奨学生選考委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書は、13ページから14ページでございます。この度、北見市奨学生選考委員会委員におきまして、高等学校長、及び中学校長の人事異動がありましたことから、北見市奨学生選考委員会規則第3条第3項により補充するもので、議案書14ページの候補者名簿のとおり、青木祐治氏並びに高橋良幸氏を前任者の残任期間であります、令和4年3月4日まで委嘱いたしたく、教育委員会の同意を求めるものでございます。

なお、北見市奨学生選考委員会委員につきましては、北見市入学準備金貸付選考委員会委員を兼ねることとなります。以上でございます。」

生涯学習課長  
(相馬英雄) 「それでは、議案第3号「北見市社会教育委員の委嘱」についてご説明申し上げます。議案書は、15ページから16ページでございます。北見市社会教育委員につきましては、令和2年3月3日に開催されました、第5回臨時教育委員会で同意をいただき、委嘱させていただいておりますが、このたび、北見市校長会の諏江委員が交代され、その後任として、石塚洋治氏を、また、北海道高等学校長協会オホーツク支部の古川委員が交代され、その後任として、高橋雅彦氏を、また、北見市PTA連合会の吉田委員が交代され、その後任として、岡村金司氏をそれぞれ選出団体より、ご推薦をいただきました。この3名について、前任者の残任期間であります、令和4年3月4日まで、委嘱いたしたく、教育委員会の同意を求めるものでございます。以上でございます。」

中央公民館長  
(水野慎吾) 「議案第4号「北見市公民館運営審議会委員の委嘱」について、ご説明申し上げます。議案書は、17ページから18ページでございます。18ページをご覧ください。北海道高等学校長協会オホーツク支部の斉藤委員が交代され、その後任として、小山彰博氏を、また、公益社団法人北見青年会議所の石井委員が交代され、その後任として、伊藤諭氏をこの両名を、前任者の残任期間であります、令和4年3月4日まで、委嘱いたしたく、教育委員会の同意を求めるものでございます。以上でございます。」

教育長  
(志賀亮司) 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長  
(志賀亮司) 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第1号ないし議案第4号までの議案4件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長  
(志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも原案のとおり決しました。

次に、議案第5号「北見市武道館管理規則の一部を改正する規則について」ないし議案第34号「北見市ところ遺跡の森管理規則の一部を改正する規則について」までの、議案30件については、関連がありますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。」

社会教育部次長  
(田中喜人) 「議案第5号から議案第34号の社会教育施設等の利用料改定等にかかる条例改正に伴う規則の改正について、ご説明させていただきます。議案書では、19ページから138ページ。委員会資料では、3ページから87ページとなっております。

今回の改正ポイントであります。第一に、利用料金の還付規定に関し、表現を含めて全市的に統一を図るものであります。そのほか、利用料金の減免基準をはじめ、規則内で表現が不揃いだった部分の文言整理を全市的に統一させるものであります。なお、規則内全般の文言整理につきましては、句読点の修正や内容の変更を伴わない表記の統一などであることから、説明については、割愛させていただきます。

それでは、利用料金の還付規定の全市的な統一についてであります。社会体育施設及び社会教育施設について、それぞれ代表的な施設を例示し説明いたします。委員会資料3ページをお開きください。社会体育施設である、北見市武道館管理規則を例にご説明いたします。4ページをお開きください。左側が現行の規則、右側が改正後となります。左側、表の上段、第5条の利用料金の還付をご覧ください。現行では「市長が別に定める場合は」とし、記載のとおり規定でしたが、今回の改正では、右側、中段(1)では、「災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、武道館を利用することができなくなったとき、既納の利用料金の全額を」、(2)

では、「利用者から利用日の5日前までに武道館の利用の取り消し又は変更の申出があったとき、既納の利用料金の全額を」、(3)では、「暖房の利用を取り消し、又は変更したとき、当該暖房に係る既納の利用料金の全額を」として、これら3つの項目を具体的に明示するものであります。

次に、委員会資料68ページをお開きください。社会教育施設である、北見市民ホール管理規則を例にご説明いたします。69ページをご覧ください。左側、表の中段、第10条の利用料金の還付をご覧ください。現行では「還付する利用料金の額は、次の各号に定めるところによる」とし、記載のとおりの規定でしたが、今回の改正では、右側、中段(1)では、「災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、市民ホールを利用することができなくなったとき既納の利用料金の全額」、(2)では、「利用者から次のア又はイに掲げる日までにホール、楽屋及びリハーサル室の利用の取消し又は変更の申出があったとき、ア利用日の3か月前 既納の利用料金の全額、イ利用日の45日前 既納の利用料金の半額」、(3)では、「利用者から次のア又はイに掲げる日までにホール、楽屋及びリハーサル室以外の各室の利用の取消し又は変更の申出があったとき、ア利用日の2か月前 既納の利用料金の全額、イ利用日の1か月前 既納の利用料金の半額」といったように、基本的な解釈に変更はありませんが、利用する場所をより具体的に明示するなどの改正であります。主な改正内容につきましては、以上となっております。なお、各規則につきましては、新旧対照表を委員会資料3ページから87ページに記載しておりますので、後ほど、ご覧頂きたいと存じます。私からは以上でございます。」

教育長 (志賀亮司) 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第5号ないし議案第34号までの議案30件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長  
(志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも原案のとおり決しました。

次に議案第 35 号については、さきほど決しましたように、非公開で審議することといたしますが、審議に入る前に、事務局よりその他の報告事項がありましたら、発言願います。」

事務局 「ありません。」

教育長  
(志賀亮司) 「なければ、議案第 35 号の審議に入ります。暫時休憩いたします。」

※議案第 35 号については、議会の議決を要する案件のため、非公開で審議。

教育長  
(志賀亮司) 「これにて、令和 3 年第 5 回定例北見市教育委員会を閉会いたします。」